

学校給食共同調理場建替について

1. 事業概要

- (1) 事業名称 白井市学校給食共同調理場建替事業
- (2) 事業期間 平成29年3月から平成46年7月末
- (3) 供給能力 ①6,500食/日(1献立方式)
②アレルギー対応食50食/日(最大70食まで対応可能)
- (4) 事業方式 PFI方式
- (5) 契約相手 平成29年3月21日「株式会社白井学校給食サービス」と締結
- (6) 契約金額 62億4,032万4,632円に金利変動及び物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額

2. 事業の経緯

平成30年	2月 7日	白井市学校給食共同調理場運営委員会
	2月15日	第13回施設整備協議会及び環境・安全委員会
	2月23日	起工式
	3月14日	国道・県道の切下げ工事完了
	3月15日	第14回施設整備協議会
	3月19日	白井市公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針策定
	3月24日	擁壁工事完了
	4月13日	実施設計書の承認
	4月19日	第15回施設整備協議会
	4月25日	杭工事完了
	5月13日	施設の「愛称」募集(31日まで)
	5月16日	工事の進捗状況についてHPに掲載開始
	5月17日	第16回施設整備協議会及び第1回運営協議会

3. 新たな学校給食共同調理場の名称について

(1) 正式名称について

新たに整備する白井市学校給食共同調理場の名称について、市民等にも分かりやすくするため、正式名称を「白井市学校給食センター」と教育委員会議において決定し、今後は「平成30年第3回市議会定例会」において、平成31年4月1日からの変更に向け「白井市学校給食共同調理場設置管理条例」の一部改正について、提案する予定です。

(2) 愛称について

児童・生徒や多くの市民の皆様にも親しまれ、愛着がもたれる施設となるように愛称を募集しました。

- ①応募資格 白井市の小中学校に在籍している児童・生徒
- ②応募要件
 - ・親しみやすく覚えやすいもの
 - ・白井市の特徴や学校給食をイメージ出来るもの
 - ・自作の未発表作品で、ほかの商標を模倣していないもの
- ③応募期間 平成30年5月14日（月）～5月31日（木）
※応募に関しては、小中学校を通し児童・生徒に応募用紙等を配布
- ④選 定 教育委員会議において審査・採用作品の決定

4. 学校給食における食物アレルギー対応について

平成30年3月に別添1のとおり「公立小中学校における食物アレルギー対応の基本方針」を策定し、今後はアレルギー対応食の提供の手順などを定めた「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」を策定します。

(1) アレルギー対応の基本方針の概要

- ①原 則 児童・生徒の安全を最優先に取り組みます。
- ②対 象 食物アレルギーがあり、学校生活において注意・配慮が必要な児童・生徒、ただし、医師の診断があることを原則とします。
- ③学校給食
 - ・これまでより詳細な献立をHPに掲載します。
 - ・新たな学校給食共同調理場では、平成31年9月以降に卵と乳の両方を除去した除去食の提供を行います。
なお、医師の診断が無い児童・生徒及び、児童・生徒の安全が確保されない場合は、除去食の提供は行いません。
 - ・桜台小中学校の調理場では、卵の除去食を提供します。
- ④学校等 学校、保護者及び給食センター等の関係機関等は情報交換を図り、十分な協議を行うよう努めます。
- ⑤その他 「基本方針」については、平成30年4月に学校を通し、全ての児童・生徒及びその保護者にお知らせしています。

(2) 「学校給食における食物アレルギー対応の手引き」策定について

- ①策定時期 平成30年12月
- ②運用開始 平成31年 1月
- ③検討部会 「手引き」の検討については、養護教諭・栄養士・教員・センター職員等で組織する「学校給食食物アレルギー対応食提供の手引き」で検討します。

5. 今後の予定について（P4参照）

- 平成30年8月 現在の調理場施設のアスベスト等含有量調査及び食器・食缶など市で廃棄する必要がある廃棄物量調査
- 平成31年1月 施設の内覧会
食物アレルギー対応食提供に関する事務開始
(就学時検診から開始)
施設の引渡し
- 2月 開業準備開始

3月 試食会
現在の調理場からの引越し（春休み中に予定）
4月 新たな調理場での給食提供開始、現在の施設の解体開始
7月 現在の施設の解体終了
9月 食物アレルギー対応食の提供開始

平成46年7月 PFI事業者との事業契約終了